

特別会計、事業会計の決算はどうか。

1 特別会計

平成 19 年度の 13 特別会計の歳入決算総額は 1,772 億円、歳出決算総額は 1,738 億円です。これらの会計も黒字となり、収支差額 34 億円は平成 20 年度に全額繰り越しています。特に中小企業近代化資金貸付金特別会計において、大きな収支差が発生していますが、これは中小企業の設備投資に対する貸付金の償還金などが平成 19 年度の貸付に必要な財源を上回ったことなどによるものです。

平成19年度特別会計の決算状況

(単位：千円)

会 計 名	歳入決算額 A	歳出決算額 B	差し引き (A - B)
証 紙	7,755,853	7,103,963	651,890
土 地 取 得	5,490	5,490	
母子寡婦福祉資金	135,301	131,785	3,516
流域下水道	2,959,720	2,939,835	19,885
中小企業近代化資金貸付	27,323,261	25,475,978	1,847,283
農業改良資金	201,940	19,890	182,050
林業改善資金	228,616	15,455	213,161
沿岸漁業改善資金	116,869	70,771	46,098
港湾整備	1,237,424	1,234,940	2,484
公 営 競 馬	9,443,118	9,431,444	11,674
金沢西部地区土地区画整	601,311	409,222	192,089
育 英 資 金	581,438	337,568	243,870
公 債 管 理	126,609,306	126,609,306	
合 計	177,199,647	173,785,647	3,414,000

ひとくちメモ

特別会計

県が特定の事業を行う場合に、特定の収入をもって特定の支出に充てる事業について、一般会計の歳入歳出と区分して経理する会計をいい、本県には 13 の特別会計があります。例えば、大学生や高校生などの方に対して無利子の奨学金を貸与している育英資金特別会計については、その貸付に必要なお金として一般会計の負担のほか、過去に貸付けた方から返済いただくお金を充てることとしています。

なお、一般会計における実質的な借入でない借換債や償還金を明確に示し、県債管理の状況や一般会計の実質的な規模などを分かりやすくするために平成 16 年度から公債管理特別会計を新たに設置しました。

2 事業会計

平成19年度の5事業会計の収益的収支の歳入決算総額は260億円、歳出決算総額は253億円となりました。資本的収支の歳入決算額は100億円、歳出決算額は161億円となっています。

なお、事業会計において重要な経営指標である不良債務（実質的な資金不足）は、平成15年度末には全て解消しました。これからも、不良債務が生じることの無いよう、経営の改善を重ねていきたいと考えています。

平成19年度事業会計決算の収支

印減（単位：千円）

会計名		歳入決算額 A	歳出決算額 B	差し引き (A - B)
中央病院事業	収益的収支	13,257,084	12,681,751	575,333
	資本的収支	3,323,985	3,764,147	440,162
高松病院事業	収益的収支	3,039,457	2,951,773	87,684
	資本的収支	567,520	646,114	78,594
港湾土地造成事業	収益的収支	402,761	312,649	90,112
	資本的収支		253,516	253,516
電気事業	収益的収支	1,298,779	1,255,657	43,122
	資本的収支		279,843	279,843
水道用水供給事業	収益的収支	7,999,698	8,050,030	50,332
	資本的収支	6,109,493	11,180,698	5,071,205
合計	収益的収支	25,997,779	25,251,860	745,919
	資本的収支	10,000,998	16,124,318	6,123,320
	計	35,998,777	41,376,178	5,377,401

ひとくちメモ

事業会計

企業的色彩の強い会計をいい、本県には5つの事業会計があります。例えば、県立中央病院や高松病院といった病院事業は、高度医療部分など一般会計が負担すべき部分を除いて、受診者からの収入をもって必要な経費を賄うことを原則としています。

収益的収支

企業活動に伴い発生する収益（収入）とそれに対応する費用（支出）で、収入は料金収入のほか受取利息等、支出は人件費、施設の維持管理費や減価償却費のほか支払利息等であり、損益計算書に計上される収支です。

資本的収支

収益的収支に計上されないお金の動きで、支出は施設整備、資産の取得、企業債（借入金）の返済などで、収入は企業債（長期借入金）や国庫補助金等です。

不良債務

流動負債（1年以内に支払い期限が到来するもの）の額が流動資産（1年以内に現金化が予定されている資産）の額を超える額で、資金面で当面の支払い能力を超える債務で実質的な資金不足とも呼ばれています。

3 基金残高の推移

(単位：百万円)

区 分	11年度末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末 (見込み)
3 基金残高	90,298	89,403	89,893	94,868	90,874	80,035	74,324	71,765	68,421	59,928
財政調整基金	8,045	8,007	8,476	8,946	8,908	8,825	8,824	8,818	8,831	6,233
減債基金	51,469	50,536	50,548	55,040	51,068	41,596	37,025	34,997	31,533	26,658
県有施設整備基金	30,784	30,860	30,869	30,882	30,898	29,614	28,475	27,950	28,057	27,037

(注) 平成11年度末から平成19年度末は決算ベース、平成20年度末は9月補正後における年度末残高見込みです。

県債残高と財源措置額の推移

(単位：百万円、%)

区 分	11年度末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末 (見込み)
県債残高	838,519	895,497	954,532	1,014,044	1,055,001	1,077,422	1,094,520	1,094,949	1,150,585	1,159,558
(構成比)	(60.8)	(61.9)	(62.1)	(61.3)	(61.3)	(59.9)	(58.9)	(57.4)	(58.3)	(57.3)
財源措置のあるもの	509,727	554,215	592,706	621,609	646,748	645,040	644,706	628,268	670,472	664,333
(構成比)	(39.2)	(38.1)	(37.9)	(38.7)	(38.7)	(40.1)	(41.1)	(42.6)	(41.7)	(42.7)
財源措置のないもの	328,792	341,282	361,826	392,435	408,253	432,382	449,814	466,681	480,113	495,225

(注) 1 平成11年度末から平成19年度末は決算ベース、平成20年度末は9月補正後における年度末残高見込ベース(次年度に繰り越す事業に係る県債を含む。)です。
 2 特定資金公共投資事業債を除きます。
 3 平成19年度末及び20年度末(見込み)の残高には転貸債(能登半島地震復興基金分50,000百万円)を含みます。

経常収支比率・実質公債費比率・起債制限比率の推移

(単位：%)

区 分		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
経常収支比率	石川県	83.9	81.9	81.8	84.0	86.7	85.4	90.8	92.9	92.8	96.7
	全国	90.5	87.7	86.6	88.9	91.5	89.1	92.4	92.8	93.6	96.7
実質公債費比率	石川県	-	-	-	-	-	-	-	11.9	13.4	13.8
	全国	-	-	-	-	-	-	-	14.5	14.4	14.0
起債制限比率	石川県	10.8	10.7	10.7	10.6	10.1	10.0	10.3	11.2	12.3	13.1
	全国	11.1	11.7	12.2	12.6	12.6	12.5	12.6	12.4	12.3	11.8

(注) 1 出典は、都道府県決算状況調(総務省調査)です。(19年度は本県調査または総務省調査による速報値。)
 2 全国欄の比率は単純平均です。

県の貯金である基金の平成19年度末残高は、主要3基金で684億円(財政調整基金及び減債基金の2基金で404億円)となっています。平成19年度は、厳しい財政環境を反映し、当初予算で126億円(上記2基金で110億円)取り崩す予算を計上しましたが、事務事業の効率的執行による歳出予算の節減や税収等の確保を図り、取り崩しを少なくするように努力した結果、最終的に基金の取り崩しを40億円(上記2基金のみ)にとどめることができました。平成20年度は、当初予算で91億円(上記2基金で80億円)取り崩す予算を計上しましたが、昨年度と同様に取り崩しの抑制に努めてまいります。

県の借金である県債の残高は年々増加しており、平成 14 年度末には 1 兆円を超えました。しかし、県債の残高を抑制する方針に基づき、平成 15 年度から 5 カ年連続で前年度を下回る水準に抑制しました（地方交付税の一部をいわゆる赤字地方債に振り替えた実質的な交付税である臨時財政対策債及び能登半島地震復興基金に係る転対債を除く）。

ひとくちメモ

主要 3 基金

主要 3 基金とは、財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金をいい、いずれも年度間の財政調整を目的とした基金（貯金）です。

財政調整基金は、予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期間的視野に立った計画的な財政運営を行うためのものです。

減債基金は、県債の償還に必要な資金を積立て、翌年度以降の財政の健全な運営を図るために設けている基金です。

県有施設整備基金は、将来の施設整備に備え積立てておくものです。

実質公債費比率

実質的な公債費を網羅するため、従来の起債制限比率を見直し、公営企業の元利償還金への繰出金や外郭団体の元利償還金への補助金などを算入数値に加えたものです。

起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債の償還について地方交付税により財源措置される部分を除いて実質的に見た場合、標準的な財政規模に比してどの程度の公債費負担を負っているかを示す指標です。